

第5回南幌町農業委員会総会議事録

令和2年10月27日（火）午前9時00分より、生涯学習センター会議室において第5回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

6	番	青	木	義	春
---	---	---	---	---	---

議長 これより、第5回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
青木委員におかれましては、欠席届が出されております。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。9番 上野 委員、10番 山田 委員 以上ご兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第5回南幌町農業委員会総会は10月27日 本日1日限りとしていたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第5回南幌町農業委員会総会は、10月27日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。

令和2年9月24日、第4回農業委員会総会を開催した。

10月9日、利用調整会議が行われ、関係委員出席した。

以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和2年10月27日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で31,985㎡他計12筆ございまして216,159㎡となります。届出をした日ですが、令和2年10月〇日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

議長 **日程第5** 議案第1号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和2年10月27日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が2件、利用権の設定が1件でございます。

所有権移転整理番号 2 の 1 0 の 1 の買い手は、〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で 1, 0 8 8 ㎡他計 2 筆ございまして、5 4, 3 9 9 ㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号 2 の 1 0 の 2 の買い手は、〇〇〇〇〇。売り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、南幌町〇〇〇〇番の〇、田で 7, 7 7 8 ㎡他計 1 5 筆ございまして 2 1 3, 2 2 3 ㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

次に、利用権の設定 整理番号 2 の 1 0 の 1 の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇番の〇、田で 1 2, 6 6 8 ㎡他、計 7 筆ございまして、4 8, 9 0 3 ㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年 1 0 月 2 7 日までの〇年間となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 1 号農用地利用集積計画の決定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第 6 議案第 2 号 現況証明願いについてを議題といたし

ます。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 現況証明願いについて。

農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。令和2年10月27日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号 現況証明願いについて説明いたします。

現況証明願いにつきましては、1件でございます。

願い出人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、面積は

1,679.61㎡。公簿地目は宅地、現況は農地、利用状況は畑で、土地の所有者は〇〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。

10月9日、農業委員3名による現地確認、現況概要の確認が行われました。よろしくご審議のほどお願いします。

10番 議長 10番

議長 10番 山田委員

10番 願い出があった件ですが、私と鍋山委員・背尾委員と、事務局の案内により現地調査を行いました。現状は畑として利用しており、今後、宅地として利用するには困難な状況ですので、願い出のとおり相違ないと判断します。以上です。

議長 事務局の説明及び現地確認を行った委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第2号 現況証明願いについては、
願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり証明するこ
とに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。第5回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたし
たいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第5回南幌町農業委員会総会は
只今を以って閉会といたします。

(午前9時10分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

9 番

10 番